

## たすけあい資金運営委員会規程

(目 的)

第1条 舟形町たすけあい資金規程第9条により、舟形町たすけあい資金運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構 成)

第2条 委員の構成は次のものとする。

(1) 民生児童委員 2名

(2) 社協役員 2名

(3) 関係行政機関職員 1名

2. 委員会に委員長をおき、委員長は委員の互選をする。

第3条 この規則の他に必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和55年 4月 1日より施行する。